

生活衛生 とくしま



平成 27年度

発行 徳島県危機管理部県民暮らし安全局

(公財) 徳島県生活衛生営業指導センター



生活衛生功労者表彰（順不同・敬称略）

永年にわたり生活衛生業界の発展に功績のありました次の方々が栄えある表彰を受けられました。心よりお祝い申し上げます。

平成26年度 叙勲（旭日双光章）

（伝達式 平成26年11月4日）
原恒子（美容業生衛組合理事長）

平成26年度 厚生労働大臣表彰

（表彰日 平成26年10月28日）
大崎和久（旅館業生衛組合副理事長）
新田靖（公衆浴場業生衛組合理事長）
島村耕司（すし飲食生衛組合理事長）

平成26年度 中央会理事長表彰

（表彰日 平成26年10月28日）
重本暉子（美容業生衛組合元理事）
櫛田智江（社交飲食生衛組合常務理事）
松浦勲（理容生衛組合理事）

平成27年度 徳島県表彰

（表彰日 平成27年6月3日）
吉田禎之（社交飲食生衛組合理事長）
古勝安雄（料理業生衛組合理事）
都築栄子（美容業生衛組合監事）
宮崎秀貴（理容生衛組合理事）

平成27年度 生活衛生同業組合連絡協議会会長表彰

（表彰日 平成27年6月9日 写真）

理容	船本軍治	石川廣	平石 明
	難波光治	新井光次	橋本正幸
美容業	乃一洋子	門田洋子	中田笑子
	亀代愛子	石本都子	森本尚子
クリーニング	久保田耕一	三木卓	
すし飲食	布川由博	形山始	
食肉	別紙宏		
料理業	阿部勝彦	藤本守	



就任のごあいさつ

徳島県 危機管理部 県民暮らし安全局長

篠原 敬



生活衛生関係営業の皆様には、日頃より、県の生活衛生行政の推進に格別の御協力をいただき、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。この度、平成27年度定期人事異動により、県民暮らし安全局長を拝命いたしました篠原でございます。

「アベノミクス」開始から3年が経過しようとしており、景気が低迷していた本県においても徐々に効果が現れ始め、景気回復を実感されている方もおられることと推察しております。しかし、近年のSNSの普及による情報の多様化や外国人観光客の増加により、サービス環境は急激な変化期を迎えており、皆様には時代の変化に即した柔軟な対応が常に求められております。こうした中、7月に規制改革実施計画が国から発表され、各種業界において規制改革に向けた動きが出てきております。特に、理容・美容業においては、「出張理美容基準の明確化」や「理・美容所の重複開設の容認」など時代の変化に対応した規制改革が予定されており、今後の対応が注目されているところです。

こうした変化の激しい時代ではありますが、皆様には生活衛生営業指導センターを中心に、生活衛生関係営業の更なる発展を通して、県内の経済発展と公衆衛生の維持・向上につなげていただければと思っております。県といたしましても、生活衛生関係営業を支えるべく各種政策を多数打ち出して参りたいと考えておりますので、今後とも、更なる御支援、御協力の程よろしくお願い申し上げます。



生活衛生営業指導センターからのお知らせ

詳しくはHPをご覧ください。 <http://www.seiei.or.jp/tokusima/>



Sマーク専用HP
<https://s-mark.jp/>

平成27年度主な行事案内

1 クリーニング師研修及び業務従事者講習

開催日：平成27年11月22日（日）
場 所：阿南市文化会館夢ホール（研修棟）
対象者：南部総合県民局管内の
 クリーニング師及び業務従事者

※対象者には10月上旬に開催案内を発送いたします。
通知が来ない時は、指導センターまで御連絡ください。

2 衛生水準向上セミナー

開催日：平成27年11月30日（月）
場 所：クレメント徳島
対象者：生衛業関係の方ならどなたでも（参加料無料）
※HPより申込書をダウンロードの上、申し込みして下さい。

3 後継者育成支援（インターンシップ）事業

開催日：平成27年11月9日（月）
対象者：徳島中央高等学校 定時制夜間部生
内容：生活衛生業務に関する出前授業



生活衛生営業相談室のご案内

◆生活衛生営業相談室

（公財）徳島県生活衛生営業指導センターでは、生活衛生関係事業者の皆様に対して、経営・税務・融資・その他営業の相談業務を行っています。

（相談内容）

- 1 融資・経理・税務・経営・衛生等の相談
- 2 営業設備の近代化、合理化等の相談
- 3 生活衛生同業組合活動及び各業界情報
- 4 消費者の苦情相談

（相談時間 平日 午前9時～午後5時）

◆地区生活衛生営業相談室

より身近に地域に密着した相談指導窓口を地区生活衛生営業相談室として、平成27年度は右上表のとおり開設します。

（相談内容） 同上

（相談時間 午前10時～正午）

※当日保健所にお越しできない方は、事前予約を頂ければ、午後から巡回訪問いたします。

地区生活衛生営業相談室開催日

場所 年月日	阿南 保健所	美波 保健所	吉野川 保健所	美馬 保健所	三好 保健所
平成27年10月		21日			28日
11月	10日		26日	12日	
12月		16日			22日
平成28年 1月	12日		28日	14日	
2月		17日			24日
3月	8日		24日	10日	

※徳島保健所管内の方は指導センターで相談が受けられます。
※相談は無料・秘密厳守でいたします。

◆所在地と連絡先

徳島市南仲之町4丁目18 鳥獣センタービル1階
（公財）徳島県生活衛生営業指導センター
電話 088(623)7400
FAX 088(623)5095
ホームページ <http://www.seiei.or.jp/tokusima/>

組合伝言板

徳島県社交飲食生活衛生同業組合主催 ☆ドリンクラリーV○1. 23☆

日 時：平成27年10月28日（水）

電 話：088-654-8764（組合事務所）

※当組合は今年30周年を迎えます。記念式典をはじめ各種記念事業の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

第7回全国理容美容学生技術大会 ～理美容甲子園～

日 時：平成27年11月15日（日）

会 場：アスティとくしま

主 催：日本理容美容教育センター

※どなたでも入場できますので、お気軽にお越し下さい。入場料は無料です。



生活衛生融資のご案内

◆日本政策金融公庫は、店舗改装資金等のご融資を通じ、生活衛生関係営業のみなさまの事業のお手伝いをさせていただいております。お気軽にご相談下さい。

◆一般貸付

- ・推薦書の窓口：徳島県生活衛生営業指導センター
- ・ご融資額 7,200万円以内～4億円以内（業種によって異なります）
- ・ご返済期間 13年以内 ただし一般公衆浴場業は30年以内（お使いみちによって異なります）
- ・ご融資利率 〔基準利率〕（お使いみちによって特別利率B・C・Eの適用があります）

◆振興事業貸付

- ・対象者：生活衛生同業組合の組合員の方
- ・相談の窓口：徳島県生活衛生営業指導センター又は各生活衛生同業組合事務局

【設備資金】

- ・ご融資額 1億5,000万円以内～7億2,000万円以内（業種によって異なります）
- ・ご返済期間 18年以内（お使いみちによって異なります）
- ・ご融資利率 〔特別利率C〕（お使いみちによって基準利率・特別利率Bの適用があります）

【運転資金】

- ・ご融資額 5,700万円以内
- ・ご返済期間 5年以内（特に必要な場合は7年以内）
- ・ご融資利率 〔基準利率〕（標準営業約款制度に登録している方は、特別利率Aの適用があります）

(注) 1. 生活衛生同業組合の長の「振興事業に係る証明書」が必要です。

2. 組合から事業計画の確認を受けられた方は、さらに0.15%利率が低減される「振興事業促進支援融資制度」をご利用いただけます。

◆生活衛生新企業育成資金

- ・対象者：創業前、創業後おおむね7年以内の方（土地を除く設備資金の場合）

【生活衛生同業組合の組合員の方】

- ・相談の窓口：徳島県生活衛生営業指導センター又は各生活衛生同業組合事務局
- ・ご融資利率 〔特別利率C〕（内装工事費用、店舗保証金などの振興特利設備の場合）

(注) 組合から事業計画の確認を受けられた方は、さらに0.15%利率が低減される「振興事業促進支援融資制度」をご利用いただけます。

【上記以外の方】

- ・相談の窓口：徳島県生活衛生営業指導センター
- ・ご融資利率 〔基準利率〕（女性、30歳未満または55歳以上の方は、特別利率A）

◆生活衛生改善貸付

- ・相談の窓口：徳島県生活衛生営業指導センター又は各生活衛生同業組合事務局
- ・ご融資額 2,000万円以内
- ・ご返済期間 運転7年以内、設備10年以内
- ・ご融資利率 〔特別利率F〕

(注) 1. 一定の要件を満たす方で生活衛生同業組合の長から推薦を受けた方がご利用になれます。

2. 無担保・無保証人でご利用になれます。

◆利率一覧（平成27年8月12日時点）

- ・基準利率：年1.30%～2.90%
- ・特別利率A：年0.90%～2.50%
- ・特別利率B：年0.65%～2.25%
- ・特別利率C：年0.40%～2.00%
- ・特別利率E：年0.40%～1.90%
- ・特別利率F：年1.25%

◆ご融資窓口

日本政策金融公庫 徳島支店国民生活事業
〒770-0856
徳島市中洲町1丁目58番地
TEL 088-622-7271
(事業資金相談ダイヤル 0120-154-505)
FAX 088-653-3208
ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です！

生衛業の皆さん！生活衛生同業組合に加入しませんか？

◆生活衛生同業組合とは？

- ・法律に基づき設立されており、生衛業の方ならどなたでも加入できます。
- ・組織の力で経営の安定化、安全安心で衛生的なお店づくりを目指しています。

◆生活衛生同業組合の活動とは？

- ・技術講習会、衛生管理講習会、経営セミナーなどの各種研修会の開催
- ・組合員に対する業界情報の迅速な連絡
- ・その他組織力を生かした様々な活動

◆組合にはこんな特典もあります。

- ・日本政策金融公庫の低金利融資
- ・各種保険制度への加入や各種表彰制度（厚生労働大臣表彰・徳島県表彰など）
- ・その他、各組合ごとに個別の特典があります。

組合って
お得だなあ



◆徳島県理容生活衛生同業組合

(TEL 088-623-7273)

◆徳島県美容業生活衛生同業組合

(TEL 088-678-8888)

◆徳島県公衆浴場業生活衛生同業組合

(TEL 088-653-0755)

◆徳島県クリーニング生活衛生同業組合

(TEL 088-668-5281)

◆徳島県旅館ホテル生活衛生同業組合

(TEL 088-652-7694)

◆徳島県すし飲食生活衛生同業組合

(TEL 088-653-5033)

◆徳島県食肉生活衛生同業組合

(TEL 088-654-1012)

◆徳島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合

(TEL 088-675-1122)

◆徳島県社交飲食生活衛生同業組合

(TEL 088-654-8764)

◆徳島県料理業生活衛生同業組合

(TEL 088-653-3270)



徳島県からのお知らせ



ちょっと待って！お肉の生食

◆「うちの鶏刺しやタタキは新鮮だから、生で食べても大丈夫。」

違いますよ！新鮮な鶏肉でも、食中毒のリスクはあります！

最近、鶏刺しなど肉を生で食べることにより、カンピロバクターを原因とする食中毒が徳島県でも発生しています。

・市販の鶏肉からは、カンピロバクターなどの食中毒菌が検出されています。カンピロバクターは鶏に常在しているため、鶏肉の鮮度とは関係がないのです。

・新鮮だからといって、鶏肉の刺身や加熱不十分なタタキは食べないでください。鶏肉を生や半生で食べると、食中毒のリスクが高まります。

・平成26年度、全国ではカンピロバクターによる食中毒が一番多く発生しています。

◆平成27年6月から、豚肉（レバーを含む）を生食用として販売・提供することが禁止されています！

・豚肉や豚レバーを生で食べると、E型肝炎ウイルスに感染するリスクがあり、重篤な肝障害を起こす可能性があります。また、サルモネラやカンピロバクターなどの細菌による食中毒や、寄生虫の感染事例もあります。

◆肉を食べるときは、次のことに注意しましょう！

その1 肉は十分に加熱する。

・肉を生や半生の状態で食べることは避け、中心部の色が完全に変わるまで十分に加熱する。

(加熱目安：中心部温度75℃で1分以上)

その2 肉を焼くときは専用の箸やトングを使う。

・肉を焼くときは専用の箸やトングを用意して、自分が食べるための箸で生肉に触れないよう注意する。

その3 生肉にさわった手は、しっかり洗浄・消毒する。

・生肉をさわった後は、石けんを使って丁寧に手洗いをする。

・生肉の調理に使った包丁やまな板などは、中性洗剤でよく洗い、熱湯や漂白剤で消毒する。



応援してな、とくしま
ふるさと納税

◆危機管理部 県民くらし安全局 安全衛生課

TEL 088-621-2264

◆徳島保健所

環境試験検査担当

TEL 088-602-8901

食品衛生担当

TEL 088-652-5154

◆吉野川保健所

生活衛生担当

TEL 0883-36-9017

◆阿南保健所

生活衛生担当

TEL 0884-28-9872

◆美波保健所

生活衛生担当

TEL 0884-74-7345

◆美馬保健所

生活衛生担当

TEL 0883-52-1011

◆三好保健所

生活衛生担当

TEL 0883-72-1121